

民生福祉常任委員会記録

令和 7 年 5 月 2 9 日

【開催日】 令和7年5月29日（木）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時20分～午後1時20分

【出席委員】

委員長	奥 良 秀	副委員長	吉 永 美 子
委員	中 岡 英 二	委員	古 豊 和 恵
委員	前 田 浩 司	委員	山 田 伸 幸

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

副 議 長	中 村 博 行		
-------	---------	--	--

【執行部出席者】

副 市 長	古 川 博 三	福 祉 部 長	尾 山 貴 子
福祉部次長兼高齢福祉課長	田 尾 忠 久	高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長	荒 川 智 美
高齢福祉課課長補佐	竹 内 広 明	高齢福祉課主査兼高齢福祉係長	藤 永 一 徳
高齢福祉課主査兼介護保険係長	別 府 奈 緒 美	高齢福祉課介護保険係主任	木 口 屋 裕 樹
高齢福祉課介護保険係主任	末 永 久 美		
障 害 福 祉 課 長	池 田 哲 也	障害福祉課課長補佐	松 本 啓 嗣
障害福祉課障害福祉係長	幸 池 百 子	障害福祉課障害支援係長	古 谷 直 美
障害福祉課障害福祉係主任	蔵 本 優		
病院事業管理者	矢 賀 健	病院局次長兼経営企画室長兼事務部長	古 川 真 一
病院局事務部次長兼総務課長	光 井 誠 司	病院局総務課主幹兼経理係長事務取扱い	伊 藤 佳 和 子
病院局総務課主査兼購買係長	室 川 正 一	病院局総務課庶務係長	梅 田 典 子

【事務局出席者】

事 務 局 長	石 田 隆	庶 務 調 査 係 長	山 田 寿 実 子
---------	-------	-------------	-----------

【審査内容】

- 1 議案第51号 山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第46号 令和7年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第1

回) について

- 3 議案第48号 山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第49号 山陽小野田市障害者支援施設条例等を廃止する条例の制定について

午前10時20分 開会

奥良秀委員長 皆さん、おはようございます。ただいまより、民生福祉常任委員会を開会いたします。本日の審査内容は以下のとおりに進めてまいりますので、御協力のほどよろしくお願ひします。まず1番、議案第51号山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、執行部より説明を求めたいと思います。

矢賀病院事業管理者 よろしくお願ひします。それでは担当の光井から説明をいたします。

光井病院局事務部次長兼総務課長 それでは、議案第51号山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。条例改正の概要といたしましては、令和6年度の人事院勧告に基づき、病院局企業職員についても国に準じた職員給与の改定を実施するものとなります。令和6年度の人事院勧告において、国は、高年齢層職員の能力及び経験の活用を、職員の異動を円滑化することで、より発揮してもらうために、手当面での支援を行うこととなりました。これを受け、病院局企業職員についても国に準じた職員給与の改正を実施するため、本条例について、所要の改正を行うものとなります。具体的には、住居手当の支払いが適用除外であった定年前再任用短時間勤務職員と暫定再任用職員について、適用除外条項から住居手当を除外することによって、住居手当の支給対象とするものになります。なお、改正条

例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用となります。説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

奥良秀委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

山田伸幸委員 この改正によって影響を受けられる方が実際いらっしゃるのか、また住居手当ということなんですけれど、その影響額がもし分かっているらばお答えください。

光井病院局事務部次長兼総務課長 令和7年4月1日現在で、定年前再任用短時間勤務職員は1名、暫定再任用職員は9名在籍しておりますが、住居手当の支給要件に該当する職員は現在いません。

奥良秀委員長 そのほか、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。続きまして討論に入ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で討論を終わります。それでは採決に入ります。議案第51号山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。ただいまから休憩に入りまして、10時40分から再開いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

奥良秀委員長　それでは休憩を解きまして、委員会を再開いたします。続きまして議案第４６号令和７年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第１回）について執行部からの説明を求めたいと思います。

田尾福祉部次長兼高齢福祉課長　それでは、議案第４６号令和７年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第１回）について御説明します。２、３ページをお開きください。今回の補正は、介護認定審査会のペーパーレス化事業の実施、介護予防ケアマネジメント費等の支払事務を国保連合会に委託する事業の精査に伴う事業費の変更、支払基金交付金の精算の３点に伴うもので、歳入歳出とも３，１０６万６，０００円を増額し、補正後の予算額を６９億４１４万１，０００円とするものです。歳出から御説明します。８、９ページをお開きください。１款３項１目認定審査会費、１１節役務費、通信運搬費２万９，０００円、１２節委託料、介護認定審査会ペーパーレス化業務委託料１５６万９，０００円、１３節使用料及び賃借料、システム利用料２７万８，０００円は、現在、紙資料を用いて会議を開催している介護認定審査会に、ペーパーレス会議システムを導入することで、業務の効率化を図ろうとする介護認定審査会ペーパーレス化事業によるものです。３款１項１目介護予防・生活支援サービス事業費、１８節負担金、補助及び交付金、介護予防ケアマネジメント負担金７４１万５，０００円及び３款３項２目包括的支援事業費、１８節負担金、補助及び交付金、介護予防支援負担金１，０５８万６，０００円は、介護予防ケアマネジメント費等の支払事務を国保連合会に委託する事業の精査によるものです。これは、令和７年度当初予算に必要経費を計上しておりましたが、国保連合会から届いた事業の詳細に係る資料を精査したところ、事業費を変更する必要があったことから補正するものですが、この歳出の増加分と同額を雑入として歳入することになり、これを特定財源とするため、市の負担の増減はありません。５款１項３目償還金、２２節償還金、利子及び割引料、償還金１，１１８万９，０００円は、令和６年度の精算に伴い、超過交付となった診療報酬支払基金交付金の返還に伴うものです。続きまして、歳入について

御説明します。7款1項3目その他一般会計繰入金、1節事務費等繰入金、事務費等繰入金1,306万5,000円は、介護認定審査会ペーパーレス化事業及び令和6年度診療報酬支払基金の精算に伴うものです。なお、介護認定審査会ペーパーレス化事業については、事業費の財源として国庫支出金の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」93万8,000円が交付されますが、この国庫支出金は、一般会計で歳入し、介護保険特別会計に繰り出すものとなります。9款3項2目雑入、1節雑入、新予防給付居宅介護支援費1,058万6,000円と介護予防ケアマネジメント支援費741万5,000円は、先ほど説明した事業費精査に伴う財源となる歳入部分になります。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

奥良秀委員長 執行部から説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。歳出から質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 ペーパーレス化業務委託料156万9,000円ということですが、これは、皆さん、ペーパーレスということで、順調に業務が進んでいるのでしょうか。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 ペーパーレス化事業は、今後審査員の皆様に説明していくような形になります。

山田伸幸委員 これは皆さんがお持ちのタブレットシステムあるいはノートパソコンにソフトが提供されるのか、それとも専用機などでやられるのでしょうか。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 委員がおっしゃるとおり、皆さんのお持ちの端末に事業所が開発したアプリを取り込んでいただき、そちらにIDとパスワードを入れていただくシステムで、市役所で開催する審査会では、こちらが用意する端末でデータを呼出していただいて審査する形

になります。

山田伸幸委員 それを活用した場合、資料は事前に全てその中で見られるようなシステムになるのでしょうか。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 はい、おっしゃるとおりでございます。

山田伸幸委員 ペーパーレスということなんですけど、これまで用紙は、どの程度使われてきたか、もし分かっていたらお答えください。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 年間で8万枚ぐらい使っております。

中岡英二委員 今の続きですけども、確かにこれは、ペーパーレス化で紙の削減には効果があると思います。先ほどの説明の中で、業務の効果が大幅に上がるということを言われましたが、こういったところで効率化が図られるのかお聞きします。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 これまで印刷に要しておりました時間等もありますし、資料を郵送する時間もございましたので、その辺りが短縮でき、委員の皆様にも見ていただく時間が長くなります。また、郵送期間を抑えることで、少しでも多くの審査資料を上げることができると思っております。

中岡英二委員 具体的に言われたのは、資料の準備とか配布、事業判定、そして審査会においてペーパーレス化をと言われたと思うんですが、以前の申請とか訪問審査主治医の意見書とか、一次判定にはペーパーレス化は図られないということですか。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 今回には入っておりません。

中岡英二委員 一番気になるセキュリティーをどのように担保されているのかをお聞きします。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 セキュリティーにつきましては、その事業所が開発したアプリにそれぞれのＩＤとパスワードで入っていただくことと、端末認証も設定できるものを入れたいと思っております。管理者が認証した端末にしか入れないことで、万が一、パスワード等が漏れても、他から見られないようにできるものを導入したいと考えております。

奥良秀委員長 その他委員の質疑を求めます。歳出のほうでよろしくお願ひします。

山田伸幸委員 介護予防支援負担金１，０５８万６，０００円は精査の中でということですが、これはいつも大体この程度こういった精算金が出てきていたんでしょうか。

荒川高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 この額につきましては、これまで、市が直接お支払いをしてきた委託費を国保連合会が代わりに支払い業務を行うということで、これまで市が支払ってきた額とほぼ同額となっております。

山田伸幸委員 介護予防の支援ということですから、全県から、これをそれぞれの分担金を出してその中で、国保連合会が何らかの事業をやるということなんでしょうか。

荒川高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長 この負担金につきましては、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの委託料の支払い業務に係る負担金となっております。

奥良秀委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですかね。ペーパーレス化の件なんですけど、業務改善という説明があったんですが、基本的に、今、言われたこと以外で業務改善はほかに何かあるんでしょうか。普通のことしかなかったような気がするんですけど。その他で業務改善になるようなものが何かありますか。

田尾福祉部次長兼高齢福祉課長 改善という言葉を使ってなくて、効率化という説明をさせていただいておったと思うんですけども、その効率化では、不十分でございますか。

奥良秀委員長 業務改善と聞こえたので、失礼しました。

山田伸幸委員 ちょっと戻って申し訳ないんですけど、ペーパーレス化は、県内一斉に行われるのか、それとも山陽小野田市が独自にされるんでしょうか。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 他市でやられているところもありますし、やられていないところもあります。

山田伸幸委員 では他地域での実施状況といいますか、その中で、最初入るときにいろいろトラブルがあったり、使いこなせなかったりといろいろあると思うんですけど、その点の調査というか報告とかは受けておられるでしょうか。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 県内13市にお聞きしたところ、防府市が既に3年程前から導入されておりまして、この秋に岩国市が導入される予定です。最初は、いきなりデジタル化というのは難しいということで、数か月間は、紙との併用をされているところが多い状況でございます。

奥良秀委員長 この8万枚が大体経費としてお幾らぐらいになりますか。削減ということなので。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 印刷代とコピー用紙代を合わせまして、14万円程度になります。

吉永美子副委員長 既に導入しておられる市もあるということなんですけど、介護認定審査会についてペーパーレス化を進めようというところについては、国が推奨しているとか、そういったことはないんですか。それぞれの独自で考えて他市を見てこれがいいよねっていうことで、広まっているということでしょうか。

竹内高齢福祉課課長補佐 先ほど御説明をしたところではありますが、こちらには新しい地方経済生活環境創生交付金が交付されるようになっております。この交付金の趣旨が、デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む事業というものに交付されることになっておりますので、このように国としてもそういったものを進めていくという意思はあるのかなと考えております。

奥良秀委員長 審査会の方達には、もうこのようにペーパーレス化になることはお伝えしてあるんでしょうか。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 お伝えはしております。詳しい説明は今後になります。

山田伸幸委員 これはいつ頃からスタートさせるんですか。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 今から機器の導入やシステム構築等と併せて説明会をさせていただき、できれば年明けにでも運用できればと考えております。

前田浩司委員　今の介護認定の審査ということで、ペーパーレス化はよく分かったんですけども、逆にこういったいろいろな情報の中で、取り入れることによって、今後、もっと違う何か方向があるのか。例えば、A Iを導入して、頂いた情報の中を別の形で精査していくといったような何か今後の方向づけというのが、本件について何かあるんでしょうか。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長　今回導入するシステムにはA I等の活用は含まれておりませんが、介護認定のA I活用というのは国でも検討が進められておりますので、こちらでも今後の情報を注視してまいりたいと考えております。

山田伸幸委員　先ほど、交付金の活用ということだったんですけど、交付金ということは、地方交付税にも算入されてくるということなんでしょうか。だから、財源の内訳が一般財源となっているんでしょうか。

竹内高齢福祉課課長補佐　地方交付税に含まれるものではなくて、単独で新しい地方経済生活環境創生交付金が交付されます。これにはほかの事業のものも含まれているために、企画課が所管しており一般会計で受領するという形を取っているために、介護保険特別会計には、繰り出すという形を取っております。

奥良秀委員長　その他、あともう一つ、歳出でペーパーレスのことです。これを導入する際に説明会が開かれると思うんですけど、今、担当課として、審査会で出られる方たちがもう全て使えると思われてるのかどうなのか。なかなか難しいのかな、どうなのかというのは、どのようなお考えでしょうか。誰でも使えるようなシステムなんでしょうか。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長　操作性、機能性を重視して使いやすいものを取り入れたいと考えております。

奥良秀委員長 もし、使えない、ペーパーのほうが良いと言われた場合はどうされるのでしょうか。

別府高齢福祉課主査兼介護保険係長 しばらくは紙との併用をさせていただいて、懇切丁寧に利便性等を説明させていただきながら、理解をしていただければと考えております。

奥良秀委員長 歳出は以上でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして歳入に入ります。6 ページ、7 ページ、歳入の質疑を求めたいと思います。質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑なしということで、この議案全体で質疑がありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わりたいと思います。討論がありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で討論を閉じたいと思います。それでは採決に入ります。議案第46号令和7年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第1回）について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 全員賛成ということで可決すべきものと決しました。ただいまから休憩に入りまして、11時10分から再開いたします。

午前11時 休憩

午前11時13分 再開

奥良秀委員長 休憩を解きまして委員会を再開いたします。3番の議案第48号山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定につきまして執行部より説明を求めたいと思います。

池田障害福祉課長 それでは、議案第48号山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。本条例の一部を改正する主な要因といたしましては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」いわゆる「障害者総合支援法」の一部改正法が令和4年12月に公布されました。この一部改正法のうち、令和7年10月1日から施行される新たな障害者福祉サービスとして、就労選択支援が追加されたことによるものです。就労選択支援とは、障がい者本人が就労先や働き方についてより良い就労選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性などに合った就労選択を支援するサービスとなります。この新たなサービスが「障害者総合支援法」の第5条第1項から第28項までのうち、第13項に追加されたことによりまして、これまで第13項以降に定められていた内容が第14項以降へと項が繰り下げられました。そのため、障害者総合支援法第5条を引用しております本条例の項にずれが生じたものに対して改正を行うものです。障害者総合支援法等の改正により生じた、項ずれに係る条例の改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表の1ページ、2ページになります。続きまして、新旧対照表の3ページを御覧ください。条例の第3条にまつば園が行う業務について定めていますが、先ほど御説明いたしました、就労選択支援のサービスを今年度中にまつば園が行う予定であるため、条例第3条第1項第1号に就労選択支援を追加するものです。新旧対照表の3ページから5ページまでに記載しております条例第4条から第6条までの改正につきましては、就労選択支援を第3条第1項第1号に追加したことにより、これまで第1号から第4号までであったものが第1号から第5号へ変更された号ずれによる改正となります。説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

奥良秀委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 この改正により、利用者、事業者等に何か具体的な影響等はあるところがあるのでしょうか。

松本障害福祉課課長補佐 現在想定している就労選択支援サービス事業所については、就労移行支援事業所というところと、就労継続支援事業所、これはAとBとありますが、それぞれの事業所は市内にあります。影響としましては、就労移行支援事業所が2か所、就労継続支援事業所は10か所ありますので、それらの事業所が就労選択支援を導入されるかどうかというのがまだ分からない状態ですが、そちらのほう参入される可能性があるというところが一つ。それと、サービス利用者につきましては、山陽小野田市がサービス決定をし、10月からの利用になりますので、その利用者全員が22名と計算しております。

山田伸幸委員 附則を見てみますと条例そのものは公布の日から施行するとなっておりますが、第2条の規定及び第3条の規定は、ちょっと表現が変わっているんですけど、その理由は何でしょうか。

松本障害福祉課課長補佐 第2条の規定につきましては、就労選択支援のことで、10月1日に就労選択支援が加わったことによる項ずれになります。第3条の規定が「公布の日から起算して、10か月を超えない範囲で規則に定める日から施行する。」と規定しているのは、これは、まつば園が今、就労選択支援を開始するに当たって準備をされているところであり、この指定につきましては、県が指定するものでございまして、10月1日にすぐ指定がされるものではなくて、今その準備をされているということです。この当該年度、令和8年3月までの間で、条例が決まってからの日を考えまして、10か月という形で、いつ指定がされても規則によって定めて選択支援ができるような状態の条例にしたいと考えているために、このような規定にしているところでございます。

古豊和恵委員 10月1日から選択就労支援が始まると言われましたけれども、

本人の希望を聞いて、本人が例えばA、あるいはB、希望の職種はなかった場合、働き場所がなかった場合にはどのような対応をされるのでしょうか。

松本障害福祉課課長補佐 現在、国から、いろいろと資料が来ているところですが、そういったアセスメント等に関してまだ、そこまでというところがまだ出てきておりません。もし、Aを利用したいけど、Aができないとなった場合は、国のQ&A等が出ましたら、それに沿って対応したいと考えているところが現状でございます。

古豊和恵委員 これはやはり相手方があることですので、本人が希望しても相手方がノーということはないわけですか。

松本障害福祉課課長補佐 この就労選択支援というのは、まずアセスメントという形で、その方が1か月の間にどのようなことができるかっていう適正、それと、その就労能力とかを判断して評価します。その評価の内容を就労選択支援事業所だけではなくて、関係機関を交えながら、その方の適性に合った形に進める選択できるような選択肢を設けると考えておりますので、そういった形になるかと思えます。

古豊和恵委員 本人の希望はAだけでも、総合的に見て、あなたはBですよとなった場合には、こちらはやはりBのほうを進めていくということでしょうか。

松本障害福祉課課長補佐 細部にわたってのこのようにしたほうがいいという、いわゆるAを選択したいけれども、この方が、Bが適正である場合はどうするかという事例が出ておりませんので把握ができていない状態です。通常、サービスはその方の適性に合ったものを説明して納得した上で選択していただくものなので、説明をする中で、AではなくてBのほうに適正でありますよという丁寧な説明の中でサービスを選択していただく

ようになるかと思います。

奥良秀委員長 たしか3月の定例会のときに、この就労支援の選択の件でアセスメントの説明はかなり受けていると思います。使用者が、要は各関係機関とその人に合ったものを見定めながら、たしか1か月か2か月か、ちょっとそこは忘れましたが、そのようなところをよく見て、その希望者と事業者等が折り合いをつけるということでもよかったでしょうか。

松本障害福祉課課長補佐 そのとおりでございます。

奥良秀委員長 その他、質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。続きまして討論に入ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第48号山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。引き続きまして、議案第49号山陽小野田市障害者支援施設条例等を廃止する条例の制定について、執行部より説明を求めたいと思います。

池田障害福祉課長 議案第49号山陽小野田市障害者支援施設条例等を廃止する条例の制定について御説明いたします。このたび、廃止する条例につきましては、議案にございます（1）山陽小野田市障害者施設条例、対象施設としては、みつば園、（2）山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例、対象施設としては、まつば園とのぞみ園、（3）山陽小野田市児童発達支援事業条例、対象施設としては、なるみ園の三つの条例になります。これらの条例の制定は、市が設置している社会福祉施設、みつば園、まつば園、のぞみ園及びなるみ園の4園について、指定管理者で

ある山陽小野田市社会福祉事業団の自主運営に移行するため、公の施設としての設置を廃止するものであります。それでは、条例廃止の要因となります、社会福祉事業団の自主運営移行について御説明させていただきます。別にお配りしております、資料「社会福祉法人 山陽小野田市 社会福祉事業団の自主運営移行について」を御覧ください。まず始めに、1 の社会福祉事業団とは何かから御説明いたします。今から40年前の昭和60年に小野田市が、まつば園、なるみ園の効率的な運営を目的として、小野田市社会福祉事業団を設立し、同年4月から運営を委託いたしました。この後、昭和62年にのぞみ園を、平成2年にみつば園を開設し、いずれも運営を事業団に委託しました。その後、障害福祉制度は大きく変わり、障がい者がサービスの提供を受けるに当たり、市が事業所を決定する「措置制度」から、障がい者自身がサービス提供事業所を選択できる「契約制度」へと移行されました。また、規制緩和により、民間企業が障害福祉サービスを提供できるようになり、多くの事業者が参入してまいりました。一方で、みつば園、まつば園、のぞみ園及びなるみ園の4園における「障害福祉サービスの提供」については、市が事業団に「業務」として委託する制度から、事業団が県の指定を受けた「サービス事業所」として、サービス費の支払を受ける制度へと変更になりました。現在、市は4園の建物の維持管理等を、指定管理者制度により、事業団に委託しており、指定管理期間は、今年度末までの令和8年3月31日までとなっております。2ページを御覧ください。こちらは、みつば園の概要を掲載しています。みつば園の定員は40人で、生活介護、施設入所支援、短期入所、地域生活支援事業のサービスを提供している施設になります。3ページを御覧ください。こちらは、まつば園の概要を掲載しています。定員は40人で、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援のサービスを提供している施設になります。4ページを御覧ください。こちらは、のぞみ園の概要を掲載しています。定員は20人で、生活介護、相談支援、障害児相談支援のサービスを提供している施設になります。5ページを御覧ください。こちらは、なるみ園の概要を掲載しています。定員は10人で児童発達支援、地域支援事業のサービ

スを提供している施設になります。以上が事業団に自主運営移行を行う4園の施設概要になります。6ページを御覧ください。3の事業団の自主運営移行の経緯について御説明いたします。資料には記載してありませんが、平成29年3月公表の「山陽小野田市公共施設等総合計画」におきまして「今後民間譲渡も含めた施設設置のあり方について検討していく必要がある」という方針を示しており、また、令和2年9月に策定した「山陽小野田市公共施設個別施設計画」におきまして、なるみ園を除く3園の方向性について、民間等への譲渡を基本的な方針とした、「民間等への譲渡を検討」と示しました。この方針に基づき、市と事業団が協議を重ねてきた結果、4園は事業団での独立した運営が可能であり、また、事業団の創意工夫に委ねることにより、サービス向上と効率的運営を期待できるとの結論に至り、自主運営への移行について、合意したところでございます。ついては、令和8年4月1日からの自主運営移行について、市と事業団は、本条例等の議決をもって本契約となる「自主運営及び財産の譲与に関する仮契約」及び「物品等の譲与に関する仮契約」を令和7年3月12日に締結いたしました。その仮契約の主な内容を4に掲載しております。その主な内容について御説明いたします。仮契約の目的として、市は、市が設置している4園は、事業団の運営が可能であるため、事業団の自主運営に委ねることとし、事業団は、令和8年4月1日から自主運営を行うとしております。次に譲与する財産につきましては、みつば園、まつば園、のぞみ園は、管理及び運営に必要な土地、建物及び工作物等並びに物品等とし、なるみ園につきましては、管理及び運営に必要な物品等としております。本物件につきましては、「無償で譲与する。」としております。それらの物件の所有権は、令和8年4月1日に移転することとし、④の指定用途としては、現在、事業団が行っております障害福祉サービスの用途として、指定しております。⑤の自主運営後の財政支援につきましては、自主運営後は、市は財政支援を行わないこととしております。続きまして、7ページを御覧ください。5の「自主運営とは何か」について御説明いたします。自主運営開始の条件、自主運営の定義は、仮契約書に規定しております。

定義といたしましては、（１）４園について指定管理者として指定する期間が満了していること、（２）市が４園について公の施設としての設置を廃止していること、（３）市が所有する財産のうち、事業団が自主運営をするに当たって必要とする財産を事業団に譲与し、事業団がこれ無償で譲り受けること、これらを条件とし、事業団は、市から譲り受けた財産を自らの責任において管理するとともに、４園を適正に運営を行うことを「自主運営」としております。続きまして、６の自主運営後の事業団と市との関係性でございますが、市は、事業団を他の社会福祉法人と同様に取り扱うこととしております。一方で、事業団は、その設立の趣旨及び来歴に鑑み、今後も障がい者福祉及び障がい児福祉の推進について、その一翼を担っていくとの認識の下、市と協力関係を維持し、住民の需要に応じた利用者本位のきめ細やかな福祉サービスを効率的かつ効果的に提供することとしております。続きまして、７の自主運営移行における障害福祉サービス等利用者の処遇について御説明いたします。現在、事業団の４園にて、障害福祉サービス等の利用におきましては、市が支給決定を行い、利用者は事業団と利用契約を結んでいます。今後この手続に変更はなく、自主運営に移行することによる利用者への不利益は生じないと考えております。続きまして、８ページを御覧ください。８の自主運営移行までのスケジュールについて御説明させていただきます。まず、令和６年３月に市と事業団が「社会福祉事業団の自主運営及び財産の譲与に関する確認書」を取り交わしました。続いて、昨年度の令和７年３月に、①の社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団の自主運営及び財産の譲与に関する仮契約と②の物品等の譲与に関する仮契約を締結いたしました。こちらの仮契約の主な内容は、先ほど６ページの４で御説明したとおりとなっております。続いて、本６月定例会におきまして、①の山陽小野田市障害者支援施設条例等を廃止する条例案と②の事業団へ財産の譲与に必要な予算を計上した、一般会計補正予算案を提出し、こちらの２議案を議決されたことをもちまして、仮契約を本契約とすることとしております。議決されましたら、令和８年３月３１日に４園の指定管理者委託期間が終了し、令和８年４月１日に、

市から事業団に土地、建物、物品等の財産の引渡しを行い、事業団による自主運営を開始いたします。以上、説明いたしました、事業団の自主運営への移行に当たり、本山陽小野田市障害者支援施設条例等を廃止する条例を制定するものでございます。説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

奥良秀委員長 ただいまより委員から質疑を求めたいと思います。

吉永美子副委員長 まず質疑に入る前に、今、御丁寧に御説明いただきましたことにまず感謝申し上げます。より詳細にやはり委員会として審査をするために、自主運営最後のページ以降までのスケジュールとありましたので、そこで質疑をします。①の仮契約、また、②の仮契約ということで、二議案を議決したことをもって仮契約を本契約とすると書いてあります。この仮契約書を見させていただけたらと思っております。委員の皆さんに出していただけるのであれば、委員の皆さんに諮っていただけたらと思いますが、資料としていかがでしょうか。

奥良秀委員長 ただいま副委員長から、仮契約書、2種類だと思うんですが、資料請求をさせていただきたいという旨の説明がありましたが、ここでお諮りしたいと思います。資料請求をしてもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、資料請求をさせていただきます。ちょっと時間がかかると思います。それでは暫時休憩いたします。

尾山福祉部長 今から決裁等を取りますので、準備が出来次第ということでもよろしいでしょうか。

古川副市長 基本的には委員会の審査資料は市長の決裁を受ける必要がございます。したがって、少し時間が要りますが、今、私が出ております。基本的には、今、委員会の中で決められましたように、この二つの委託契約については、すぐ出すようにいたしたいと思っておりますので、いましば

らく時間を頂けたらと思います。すぐ要るのなら5分、10分時間を頂きますけど、昼からの審査というのなら、昼からでもいいです。どちらにしましょうか。

奥良秀委員長 分かりました。それでは、ただいま資料請求をしましたので、今から休憩に入りたいと思います。13時から再開いたします。それでは休憩に入ります。

午後11時41分 休憩

午後1時 再開

奥良秀委員長 休憩を解きまして委員会を再開いたします。先ほど、副委員長から資料を二つほど、物品等の譲与に関する仮契約書並びに社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団の自主運営及び財産の譲与に関する仮契約書を資料請求させていただきました。ちょっと調べさせていただきました。地方自治法では、議決案件としましては、条例、予算決算、あとは法律、またはこれに基づく政令に規定するものを除くものとして、分担金とかいろいろ書いてあるんですが、今回、その上位条例として、山陽小野田市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例というものがありまして、その中の、普通財産の譲与または減額譲渡というところに、第3条、普通財産は次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、または時価よりも低い価格で譲渡することができる。その次の(1)他の地方公共団体その他公共団体において公用もしくは公用または公益事業の用に供するため、普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡することができるという規定になっております。お聞きしたいのが資料請求した今回している仮契約に対して、議会として議決を要するものはあるのでしょうか。

池田障害福祉課長 今、御説明のありました財産の譲与に係るものにつしまし

ては、御説明のとおり、議会の議決の必要はないものと考えております。
ただし、山陽小野田市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止等に関する条例の第2条に福祉施設がございます。こちらの福祉施設を廃止する条例につきましては、議決が必要となってくると考えております。

奥良秀委員長 一方的にしゃべって申し訳ないですが、混乱が起きたら審査が難しくなりますので、もう一つ確認させてもらいます。この条例の中で、その他公共団体というところをうたっているんですが、そこは、このたび出てくる事業団が入るのか入らないのか、確認させていただきたいんですが、いかがですか。

池田障害福祉課長 その他公共団体には事業団は入るものと考えております。
それから、補足でございますけれども、山陽小野田市社会福祉法人の助成に関する条例というものもございまして、市長は必要と認めるときには、社会福祉法人に対し、次の助成を行うことができるということで、普通財産の譲与がございます。ですので、社会福祉法人に財産の譲与することとなっております。

奥良秀委員長 もう一つ確認ですが、今ある4園は行政財産なのか普通財産なのか、どちらなのでしょう。

池田障害福祉課長 今は福祉行政で使用しておりますので行政財産になります。
こちらを福祉行政で市が使わなくなった場合には、普通財産へ変更させていただいて譲与するような流れになってまいります。

奥良秀委員長 分かりました。それでは議案審査に戻りたいと思います。今のことを踏まえて質疑を求めたいと思います。

山田伸幸委員 やはり問題は市民が、特に一番弱い立場の人たちが使われる施設ということで、今後の安定的な運用については、どのように市は関わ

りを持たれるのでしょうか。

池田障害福祉課長 仮契約書の中にも記載してありますとおり、事業団につきましては、福祉行政の一翼を担っていただくような形で、市とも連携して、今後も福祉行政、障害福祉行政に努めてまいることとしております。具体的には、今、機関相談センターを事業団に行っていただいております。その中で一緒に相談に乗っていただいたり……失礼しました。総合的専門的な総合相談支援の充実、それから、山陽小野田市自立支援協議会の運営等によります地域づくりの取組などについて、相談支援業務を行っていくなど、そういった業務におきましても、事業団と連携して進めていきたいと考えております。

尾山福祉部長 少し補足をさせていただきます。先ほど、今後市が事業団の安定経営に向けてどのようなことをという御質問だったと思います。今後、自主運営となった場合には一社会福祉法人となりますので、市の直接的な関与というのは、通常の普通社会福祉法人と同様になります。なお、安定的な経営に関しましては、ここに至るまで、様々な過去の経営状況等のシミュレーションを行ってまいりました。その結果、安定的な経営が望めるということをもって、このたびこのような自走に移行という結論に至ったところでございます。

山田伸幸委員 それでは、会計などの監査はもう全部市は関わらずに、市の関わる、いろいろな施設のように行政報告というのが時折行われるんですけど、そういった対象外の施設として存在するということでしょうか。

池田障害福祉課長 運営のチェックについて、社会福祉法の規定によりまして、社会福祉法人は所管庁となります。市長に毎年会計年度に係る計算書類及び事業報告等の書類を提出しなければならないとなっております。届け出られました書類により経営状況等の確認を行わせていただくこととなります。

松本障害福祉課課長補佐 提出していただいた当法人の会計資料と事業状況等の報告もあります。所轄庁は地方公共団体である市であり、社会福祉事業団に関しては障害福祉課が所轄になります。障害福祉課で業務の監査は3年に一度入るようになります。

山田伸幸委員 先ほど安定的な運営が見込まれると言われました。それは今後の利用者の皆さんの利用料で十分まかなえると考えておられるということですか。

池田障害福祉課長 サービスの提供による報酬での運営で賄えると考えております。

山田伸幸委員 利用料だけでは変えられないと思うんですけど、ほかに国とか市とか県とかいろいろな形での財源があらうかと思います。現在、どのような財源が見込まれておりますか。

奥良秀委員長 山陽小野田市として、県と国がどうこうというのは分からないかどうか。

尾山福祉部長 事業団の決算書にも出ておりますが、ある程度の基金ということも持たれております。それに加えて、今まで、社会福祉事業団ということで公立減算という、同じサービス提供事業所でも公立が関わっているということで、ある程度収入の減算がございました。これが今後なくなりますので、この減算相当額だけでも、今の試算では年間1,000万円程度は収入が増えるんじゃないかと思込んでおります。

中岡英二委員 お尋ねしますが、譲与する財産は、みつば園、まつば園、のぞみ園、その他なるみ園がありますが、これの譲与する金額、建物土地、そういう備品の総額というのは、どれぐらいのものを譲渡するんですか。

池田障害福祉課長 令和6年1月1日の評価額といいますか仮評価をしていた金額になりますけれども、建物の仮評価額が4億3,070万9,180円、それから土地のほうが約2億9,000万円でございます。合計いたしまして土地家屋で約7億2,000万円という金額が出ております。

中岡英二委員 備品等は出てないんですか。

池田障害福祉課長 備品等の金額までは算出はしておりません。

山田伸幸委員 光栄町のところにある施設で、まつば園とかあるわけですけど、今後、いろいろな利用価値等が上がったりしたときに、あそこをぜひ売ってくれという話がもし起きた場合、それは事業団の判断で可能なんでしょうか。

池田障害福祉課長 今の引渡しを行う土地、建物につきましては、今のサービスによる用途ということで限定をさせていただいております。それ以外に使うことはできないような形になっておりますし、第三者に売り渡すということもできない形となっております。

山田伸幸委員 では、そういった場合があったときは、市から何らかの指導が入ることなんでしょうか。

池田障害福祉課長 今の指定用途の以外の用途に使うとか、売渡しをするとかは当然できない形になっておりますし、そういったことが起きないように実地調査できるようになっております。

山田伸幸委員 そういった経営的なことになってくるんですけど、そういったいわゆる民間の事業団として経営が立ち行かなくなることがないように

にしていかなくちやいけないと思うんですが、現在の幹部といいますか、
その中で、経営の面でたけていらっしゃる方、単なる事務扱いではなく、
経営手腕が期待される方がいらっしゃるのでしょうか。

古川副市長 先ほど来から事業団を移管した後の自走がどのような形でという
質問がございましたが、今、委員が言われる経営がどのような経営
の考え方を言われておるか分かりませんが、社会福祉法人として運営し
ていくノウハウ等々を持っている者はいると理解いたしております。

中岡英二委員 資料7ページの7番で、自主運営移行における障害福祉サービ
ス等利用者の処遇について、障害福祉サービス等の利用においては、市
が支給決定を行い、利用者には事業団と利用契約を結んでいるとありま
すが、市がこういう面には関与していくということですか。

松本障害福祉課課長補佐 これは障害福祉サービス全般に言えることになりま
すが、1事業所としてみつば園、まつば園、のぞみ園となる3園がござ
います。さっきおっしゃられたとおり、利用者は事業者と契約して利用
料を払う。それに対して、医療保険と同様に一部負担に関わる部分を除
くものですけれども、その部分については、市のほうが支給します。障
害福祉サービスの支給決定は市でやっておりますので、それはどこの施
設も変わらない状況でございます。

奥良秀委員長 どこの施設とも変わらないということは、今回の条例廃止の条
例が可決された場合は、もう民間の団体と同じ立場で全てやられるとい
うことでよろしいんですね。

松本障害福祉課課長補佐 現在もその状態でございますので、変わらないとい
うことになります。

奥良秀委員長 その他、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑な

しということで質疑を閉じたいと思います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で討論を終わります。それでは採決に入ります。議案第49号山陽小野田市障害者支援施設条例等を廃止する条例の制定について賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

奥良秀委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。以上をもちまして本日の民生福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時20分 散会

令和7年（2025年）5月29日

民生福祉常任委員長 奥 良 秀